



介護保険料の納め忘れにご注意を

高齢介護課 ☎775-5127
 ☎776-8872

65歳以上の人(第1号被保険者は、次の①～⑤の場合、保険料の納付を確認してください。

- ① 65歳になった／年金からの特別徴収(天引き)になるまでの間、納付書で納めてください。
- ② 転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度の保険料は納付書で納めてください。年金天引きは翌年度からになります。
- ③ 転出や死亡／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください(納め過ぎの場合は還付)。
- ④ 年金の差し止めで年金天引きが中止になった／保険料を納付書か口座振替で納めてください。
- ⑤ 年金天引きになっていないが保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書で納めてください。 ※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は納付書での納付になります。

●未納が続くと利用料の支払い方法が変更になる
 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料が納められて

いない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の①～③に変更になる場合があります。

- ① 滞納状態で1年経過した場合／サービス利用料の自己負担額が10割になり、後で市に申請して給付分を受け取ることになります。
- ② 滞納状態で1年6カ月経過した場合／利用料の自己負担額が10割になり、給付が一時停止されます。それでもなお、納付されない場合は一時停止の給付費から滞納保険料額を差し引くことがあります。
- ③ 時効のため納付できなくなった滞納保険料がある場合／将来介護サービスを利用するときに利用料の自己負担額が3割になることがあります。また、高齢介護サービス費などの支給は受けられなくなります。

●納付が困難な場合は早めに相談を

特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。



国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課 ☎782-6471・☎775-9827

国民健康保険(国保)への加入・脱退は就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート、個人番号カードなど顔写真付きの物であれば1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物であれば2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、個人番号付き住民票など)
	勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写)	
	子どもが生まれた	国保保険証・母子健康手帳・預(貯)金通帳・領収明細書・直接払いに関する合意文書	
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証	
	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証・加入した勤務先の健康保険証高年齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
	死亡した	国保保険証・会葬状または葬儀の領収書・喪主の預(貯)金通帳	
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証	
	世帯を分離、または合併した		
	保険証をなくした、または破損した	顔写真付きの本人確認書類(自動車運転免許証・パスポートなど)	

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は、資格取得日にさかのぼって課税されます。
 ※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は、国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還していただくことがあります。

【おわびと訂正】『広報あげお』2月号7ページ『ことりっぴ上尾』電子書籍版を無料でダウンロードの記事中、情報・賑わい発信ステーション「あぴっと!」の電話番号とファクス番号に誤りがありました。おわびして訂正します。【誤】☎775-5917・☎775-5024 【正】☎・☎871-7660

国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	年金手帳、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳、印鑑
	任意加入		・国内に協力者(家族など)がいる場合／年金手帳、印鑑 ・協力者がいない場合／年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい	任意加入(60歳以上65歳未満)		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付		本人を確認できる物、印鑑 ※急ぎの場合は大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外／免除申請	保険年金課	年金手帳、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
	学生／学生納付特例申請		年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳、資格喪失証明書、印鑑

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

**臨時福祉給付金
(経済対策分)を支給**

福祉総務課 ㊧775-5118
㊦775-9846

昨年に引き続き、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対し、臨時福祉給付金を支給します。 ㊧平成28年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されていて、平成28年度の市民税が課税されていない人 ※平成28年度の市民税が課税されている人の扶養親族など(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、事業専従者)や、生活保護制度の被保護者などは対象になりません。

【支給額】1万5千円(支給対象者1人当たり) ㊧①支給対象になる可能性のある人がいる世帯に、申請書を3月上旬に送付②世帯主や家族が、市民税が課税されている人の扶養親族などになっていないことを確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類(対象者全員分)、口座振込のための預(貯)金通帳の写しを添付して同封の返信用封筒で福祉総務課へ 【申請期間】3月6日(月)～7月31日(月)(土)(祝を除く) ㊧臨時福祉給付金問合せ専用電話㊧775-5182(3月1日(水)～

7月31日(月)の(土)(祝を除く)

●給付金詐欺に注意

給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報情報の詐取」に注意してください。

**自動車燃料費
助成金支給制度**

障害福祉課 ㊧775-5122
㊦776-8872

自動車燃料費助成金支給制度に登録している人が助成を受けるには、毎年申請が必要です(児童は上・下半年年2回)。平成28年度の受け付けは、3月31日(金)までです。 【必要書類】①自動車燃料費助成金支給申請書(障害福祉課にある。市ホームページからダウンロードも可)②今年度の助成対象月から3月31日までの領収書(市内の給油所に限る)③車検証(郵送の際は写しを添付) ㊧直接または郵送で障害福祉課(〒361-8501本町3-1-1)へ

埋蔵文化財の取り扱い

生涯学習課 ㊧775-9496
㊦776-2250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、旧石器時代から縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代を経て、中世に及ぶわが国の歴史を

証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により保存の対象になっています。市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地(遺構・遺物が埋まっている地域)遺跡があり、県に登録されています。包蔵地内で土木工事などを行う場合は「埋蔵文化財発掘の届出が義務付けられています。住宅建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課で確認してください。

【文化財保護法の対象】①農業基盤工事や造成工事などによる掘削が埋蔵文化財に及ぶとき②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置するとき③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがあるとき



埋蔵文化財の発掘調査

「緊急医療情報キット」を配布

消防本部警防課 ㊧775-1312
障害福祉課 ㊧775-2230
㊦775-5122
㊧776-8872
高齢介護課 ㊧775-5124
㊦776-8872

65歳以上の高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、希望者に「緊急医療情報キット」を配布しています。これは自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は1世帯1個に限りです。 ※家族2人の場合は、2人分の医療情報シートを一つの容器に入れてください。 ㊧各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所で申請書と交換でキットを配布 ㊧市内に住所がある65歳以上または障害のある人 ㊧65歳以上の人は運転免許証・保険証などの本人確認ができる物、障害のある人は交付されている手帳を用意して各窓口へ ※本人確認ができれば代理の人による申請も可能です。 ㊧65歳以上の人／消防本部警防課・高齢介護課、障害のある人／障害福祉課

市長キラリ通心

段取り八分

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

間もなく東日本大震災から6年を迎えますが、市内には現在も避難された約200人の方が生活をしています。支援の継続はもちろん、被災地の一日も早い復興を心から願っています。

3月のこの時期は、年度末の総仕上げとともに、次年度への大切な準備期間となります。皆さんの中にも進学や就職など新たな人生のステージへ踏み出す人も多いと思いますが、素晴らしいスタートが切れるように、時間を有意義に使っていただきたいと思っています。「準備」と聞くと本題とは別の余計な時間と考えがちですが、私は準備時間を非常に大切な仕事時間と認識して日々を過ごしています。仕事に例えれば、準備とは「段取り」のことで、具体的にいえば、

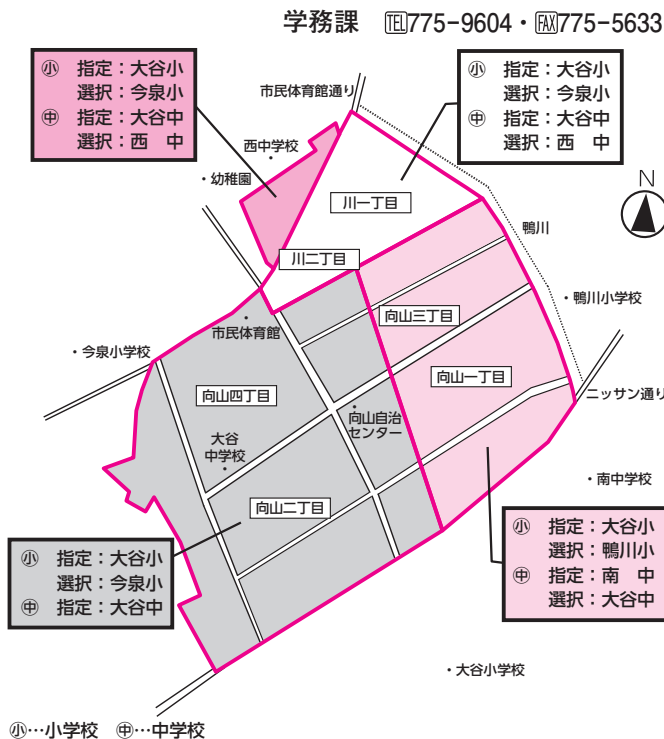
実際の仕事に先行して行う資料集めやスケジュール調整などになります。昔から段取りができれば仕事は8割方成功したようなものといいますが、本当にその通りだと感じています。何より実際の仕事に余裕も生まれ、自然と成果が上がります。

先日、高校のスポーツ界では、定期的に休養日を設けることで成果を上げているというニュースを目にしました。特に全国大会常連の強豪校が積極的に採用し、選手の心身のリフレッシュによる効果が現れ、好成績を収める要因の一つになっていることでした。疲労回復によりけがを予防し、心をリフレッシュすることで、本番である競技に集中させる。この取り組みは、まさに先ほど述べた準備・段取りを大切にした考え方ともいえるのではないのでしょうか。

上尾市においても、災害に対する備えはもちろん、次年度に行う事業の準備に全力で取り組んでいます。「幸運の女神は準備されたところにやってくる」というのは近代細菌学の祖といわれるレイ・パスツールの言葉ですが、皆さんも、心身ともに準備万端で毎日を健やかに過ごしてください。思わぬ幸運を手に入れられるかもしれません。

大谷地区の一部区域で小・中学校が選択可能に

大谷地区の一部区域内に、1月1日から指定校の他、選択校を選択できる区域(調整区域)を新設しました(右図参照)。※該当する区域で平成29年度に入学する児童・生徒の就学相談は、学務課で受け付けます。



都市計画道路事業認可取得に伴う図書の縦覧

道路課 ☎775-9049
FAX775-9906

都市計画道路西宮下中妻線1工区

【関係図書の縦覧場所】道路課

谷津一丁目整備済み箇所から385㎡の事業認可を取得しました。認可後は事業地内で都市計画法による制限がかかります。【事業地】谷津一丁目・富士見一丁目・西宮下四丁目地内

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持ち物
 申請申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

自宅でも手続きができます！ 電子申請サービス

IT推進課
☎775-5113
☎775-9921

自宅や事業所のパソコンから「電子申請・届出サービス」に接続して、各種申請をインターネットで行えます。「水道使用開始届」「水道利用中止届」「犬の登録事項変更申請」など多くの手続きが利用できます。電子申請サービスは市ホームページトップページ左側メニューの「情報・ピックアップ」電子申請リンク、または共通トップページ(<https://denji.pret.saitama.jp/>)から利用できます。操作方法で不明な点はコールセンター(☎0570-005353、IP電話の場合は☎092-711-5815(土)祝を除く9～17時)へ問い合わせてください。

バイクや軽自動車の廃車 手続きなどはお早めに

市民税課
☎775-5130
☎775-9846

●原動機付自転車・バイク・軽自動車などの廃車手続き

原動機付自転車・バイク・軽自動車などを所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や、

市外に転出する場合は、4月1日(土)までに廃車などの手続きをしてください。手続きが遅れると、すでに所有しているなくても平成29年度の軽自動車税が課されます。

●他市区町村の標識交換

転入した人で、上尾市の標識に変更していない原動機付自転車や軽自動車を持っている人は、標識交換の手続きをしてください。☑所有者または所有者と同居している家族(市内に限る) ※その他の場合は、所有者からの委任状が必要です。☑標識、標識交付証明書、手続きをする人の身分証明書(運転免許証など)、手続きをする人の印鑑 ※他市区町村の標識の廃車手続き(上尾市の標識へ変更しないものは、受け付けできません) ※盗難の被害に遭った場合や所有者が死亡した場合は市民税課へ問い合わせてください。

●125ccを超えるバイクや軽自動車(二輪・四輪)の手続き

次の手続き先に問い合わせてください。

125ccを超えるバイク／埼玉運輸支局
☎051-540-2026
軽自動車(二輪・四輪)／軽自動車検査協会埼玉事務所
☎051-3816-3110

住宅用火災警報器の 適切な維持管理を

消防本部予防課
☎775-1314・☎775-2230

住宅用火災警報器(住警器)は、平成18年6月から新築住宅への設置が義務化され、ことしで10年が経過しました。現在普及している住警器の多くは電池式で、その電池の寿命は10年が目安とされています。電池切れなどが原因となり、万が一の火災発生時に警報音が鳴らないことがないように、定期的に作動確認をしましょう。

【住警器が効果を発揮した事例】

居住者が仏壇に線香を上げて外出したところ、線香が座布団に落下し発火。住警器が作動し、近所の人とその警報音を聞き、駆け付けたところ、建物から煙が出ていたため119番通報。消防隊が燃えていた座布団と畳を消火した。

このように、居住者が不在であっても、隣人や通行人が警報音により火災に気づき、大事に至らなかったこともあります。※その他の事例などは、市ホームページをご覧ください。



7月3日(月)開始

電気自動車 急速充電器を有料化に

環境政策課
☎775-6925・☎775-9872

市役所東側駐車場に設置してある電気自動車の急速充電器(現金課金機付き)は、平成27年1月から無料開放していましたが、受益者負担の観点や、民間企業などで設置している急速充電器の有料化が進んでいることを考慮し、有料化を開始します。【開始日】7月3日(月) 【利用方法】駐車場入り口で急速充電設備を利用する旨を伝え、利用券を受け取る 費1回200円(30分まで) ※詳しくは、環境政策課まで問い合わせてください。



犬の登録と狂犬病予防注射

生活環境課 ☎ 775-6940 ・ ☎ 775-9872

飼い犬の登録(初年度だけ)と毎年の狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により義務付けられています(詳しくは22ページ)。毎年忘れずに狂犬病予防注射を受けましょう。☎表1のとおり ※都合の良い会場で受けてください。雨天決行です。☎全ての飼い犬 ※ただし次の①～③の場合は注射を猶予することがあります。
 ①健康上問題のある犬②著しく興奮状態にあり飼い主が制止できない犬③過去に予防接種により体調を崩したことがある犬 ☎新規登録6,200円(登録料3千円・注射済票交付手数料550円・注射料2,650円)、継続3,200円 ※交付される鑑札と注射済票は、迷子札としても大変有効です。必ず犬に装着してください。既登録犬にはハガキで通知します。記載内容を確認し、必要事項を記入後押印の上、注射時にお持ちください。新規の登録申請用紙は会場にあります。【変更の届け出】犬の死や飼い主の住所変更などは生活環境課へ ※市外から犬を連れ

て転入した人は、転入前の自治体で発行した鑑札か、登録を証明する物を用意してください。以前の自治体で登録済みの場合の料金は、既登録犬同様に3,200円です。

●事故の防止 首輪・リードの確認を

注射は、原則として犬を注射台の上に乗せて行います。会場には犬を押さえられる人が連れてきてください。また子どもだけや、1人で2頭以上連れての来場はご遠慮ください。

●集合注射で注射を受けない場合

かかりつけか、最寄りの動物病院で注射を受けて、生活環境課で手続きをしてください。一般社団法人上尾伊奈獣医師協会に所属する動物病院(表2)では、集合注射と同等の扱いで、予防注射と登録・注射済票の交付手続きができます。



【表1】集合狂犬病予防注射日程表

とき	9:30~10:30	11:30~12:00	13:30~14:00
4/3(月)	領家農村センターP	小敷谷西部公民館	弁財・昌福寺P
4/4(火)	瓦葺・むじなや公園	JA原市支店倉庫前P	原市・氷川神社
4/5(水)	本町自治会館P	県上尾運動公園陸上競技場メインスタンド前P	愛宕一丁目・愛宕神社
4/6(木)	上平公民館P	上新梨子集会所	町谷第一公園
とき	10:00~11:30		13:30~15:00
4/9(日)	上平公園南側駐車場P		浅間台大公園P
	JA大谷支店駐車場P		原市・白山公園
とき	9:30~10:30	11:30~12:00	13:30~14:00
4/10(月)	中新井・西光寺	壱丁目・愛宕会館P	地頭方・氷川神社
4/11(火)	平方南集落センター	小泉氷川山公園P	井戸木・新田公園
4/12(水)	本町一・二丁目広場	富士見・赤熊広場	春日第2公園
4/13(木)	原市九区自治会館	瓦葺自治会館P	原市駅前公園
とき	10:00~11:30		13:30~15:00
4/16(日)	県さいたま水上公園駐車場P		上尾丸山公園南口駐車場P
	鴨川中央公園		上郷第一広場

※Pは駐車場がある会場です。

【表2】一般社団法人上尾伊奈獣医師協会(五十音順)

動物病院	住所・電話	
石井どうぶつ病院	中分5-230	☎786-4368
井上動物病院	小泉377-97	☎726-0090
かない動物病院	平塚2013-3	☎771-8022
かわぐちペットクリニック	今泉264-2	☎781-2257
かんだ動物病院	二ツ宮956-5	☎777-2555
動物病院くまごろう	柏座2-3-10	☎771-6437
藤倉獣医科医院	向山1-60-36	☎781-5577
プラザ動物病院	愛宕3-1-40/リュープラザ内1階	☎772-5400
政木どうぶつ病院	上町1-9-3	☎771-0111

●マイクロチップの装着を

マイクロチップを装着しておけば、飼い犬や飼いネコが行方不明になったり、地震などの災害で飼い主と離れ離れになったりしても、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。マイクロチップは一度体内に埋め込むと脱落や消失することがなく、安全で確実な身元証明の方法として、世界中で広く使用されています。名札・迷子札などの装着とともにマイクロチップの装着も考えてみませんか。

●犬を散歩に連れて行くときは

犬を散歩に連れて行くときは、スコップやビニール袋などを用意し、ふんをしてしまったときはそのまま放置したり埋めたりしないで、必ず自宅に持ち帰るようにしましょう。中には犬が苦手という人もいます。散歩をするときは必ずリードを付けて、犬が飼い主の言うことを聞くようにしつけをしておきましょう。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

民生委員・児童委員

福祉総務課 ☎775-5118・☎775-9846

民生委員・児童委員の改選が昨年12月1日、全国一斉に行われました。各地区の民生委員・児童委員の皆さんは下表のとおりです(敬称略。※印の地区は、民生委員・児童委員が決まっていますが、今後選出する予定です)。

●地域で相談・支援を行うボランティア

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの身近な相談役として活動しています。各地域において、高齢者・障害者・子どもの悩みなど、福祉にまつわるあらゆる相談に応じます。同委員の任期は3年間です。同委員の中には、児童福祉に多く関わる主任児童委員がいます。

●相談の秘密は守られます

民生委員・児童委員は法律で「守秘(秘密を守る)義務」が規定されています。相談内容などの個人の秘密は固く守られます。安心してご相談ください。また、同委員には、それぞれ担当地区(受け持ち地区)があります。相談が必要な場合には、地区内の同委員を紹介しますので、福祉総務課まで問い合わせてください。

上尾東地区 (35人)

氏名	担当地区
1 細野 紀江子	緑丘1丁目(1~4番)
2 竹内 正雄	緑丘1丁目(5~14番)
3 大塚 智子	緑丘2丁目(1~7番)
4 正願地 悦子	緑丘2丁目(8~12番)
5 高橋 和美	緑丘3丁目
6 ※	緑丘4丁目
7 齋藤 外志美	緑丘5丁目(東地区) (1,2,13~20番地)
8 松田 民子	緑丘5丁目(西地区) (3~12,21~23番)
9 白田 鏡子	上町1丁目(東側) (3,7~9,12~17番)
10 小林 仁	上町1丁目(西側1~5) (1,2,4~6,10,11番)
11 田澤 真理恵	上町2丁目(1~7番)
12 中島 司	上町2丁目(上記以外)
13 小林 昌子	エージオタウン
14 齋藤 千嘉子	二ツ宮一区中央 (1038~1089番地)
15 田中 修	二ツ宮一区西北側(1090~1106, 1120~1160,1085,1086番地)
16 齋藤 弘美	二ツ宮一区東(958~1037番地) 原市1422番地の一部
17 石井 恵美子	二ツ宮二区東(870~959番地)
18 本間 武子	二ツ宮二区西1(795~868番地) (648番地含む)
19 石田 智代	二ツ宮二区西2(620~793番地、 648番地除く)
20 芦辺 陽子	向原(東北)
21 富永 裕子	向原(北)
22 齋藤 千恵子	向原(南)
23 小川 佳子	向原(宿舎)
24 鈴木 泰雄	本町1丁目
25 千布 正幸	本町2丁目
26 関根 俊子	本町3丁目(2~5,8番)
27 ※	本町3丁目(6,7,9~13番)
28 高橋 清子	本町4丁目
29 山根 敏男	本町4丁目(レック上尾)
30 長島 由枝	本町5丁目(10~17番)
31 関本 夏江	本町5丁目(1~9,18番)
32 池田 睦子	本町6丁目(北)
33 小川 富美枝	本町6丁目(南)
34 山口 登	原新町
35 ※	根貝戸団地
36 坂田 トメノ	上尾東団地
●主任児童委員	
37 青山 普子	上尾東地区
38 岡野 朱美	上尾東地区

上尾西地区 (25人)

氏名	担当地区
1 永倉 幸枝	春日1丁目(1~15番) 2丁目(1~5,8~11番)
2 金刺 貞子	春日1丁目(16~26,40~48番)
3 中村 賢次	春日1丁目(27~39番)
4 中島 敏夫	春日2丁目(6~7,12~27番)
5 田中 清美	柏座1丁目東側(1~4番)
6 藤波 三枝	柏座1丁目西側(7~10番)
7 森川 愛子	柏座1丁目西側(10~13番)

8 江藤 澄子	柏座2丁目(1~3,7,8番)
9 永倉 久代	柏座2丁目(9~14番)
10 佐藤 悠子	柏座2丁目4~6番、富士見2丁目1 ~4番、谷津2丁目8-12~26
11 林田 富士子	柏座3丁目
12 ※	柏座3丁目(フィーリア上尾)
13 小杉 道郎	パーク上尾壱・参番館
14 ※	パーク上尾式番館
15 近藤 保彦	柏座4丁目(4~9番)
16 赤熊 孝子	柏座4丁目(上記以外)
17 新井 恵子	谷津1丁目
18 ※	谷津2丁目
19 野久尾 明美	ソフィア上尾(A,C棟)
20 川崎 幸子	ソフィア上尾(B棟)
21 平田 とよ子	富士見1丁目 (1~3,4の一部,6,11~13番)
22 柿本 サエ子	富士見1丁目(4の一部,5,7~10番)
23 斉藤 治枝	富士見2丁目 (3の一部,9,18~20番)
24 稲村 富美子	富士見1丁目(団地)
25 山口 美江子	富士見2丁目(団地)5~8番
26 関口 初美	富士見2丁目(団地)10~17番
●主任児童委員	
27 西條 良子	上尾西地区
28 橋本 洋子	上尾西地区

上尾南地区 (27人)

氏名	担当地区
1 小川 千夏	宮本町
2 栗田 菅江	仲町1丁目(中山道東)
3 今井 好子	仲町1丁目(中山道西)
4 岡田 勝美	仲町2丁目(北側)
5 若木 喜代美	仲町2丁目(南側)
6 花田 好恵	愛宕1丁目(1,2,14~17番)
7 山口 由紀子	愛宕1丁目(35~7,12,13,18,19番)
8 水野 文子	愛宕1丁目(8~11,20~27番)
9 石川 晶子	愛宕1丁目(16,27~29番)
10 吉田 君子	愛宕2丁目(2~11番)
11 庄田 幹夫	愛宕2丁目(1,12~14,25番)
12 高田 貞男	愛宕2丁目(15,23,24番)
13 川下 恵子	愛宕2丁目(16~22番)
14 松本 榮子	愛宕3丁目(1~14番)
15 今井 信子	愛宕3丁目(15~37番)
16 山口 弘江	栄町(4~9,14~16番)
17 内田 友味子	栄町(1~3,10~13番)
18 鈴木 靖代	日の出1丁目
19 鈴木 美枝子	日の出2・3・4丁目
20 駒田 幸子	東町1丁目(1,2,7~11番)
21 小山 優子	東町1丁目(3~6番) 東町2丁目(1,2,9,10番)
22 大野 和美	東町2丁目(3~8,11~13番) 東町3丁目(柳通南)
23 加藤 末子	東町1丁目(12~14番) 東町3丁目(柳通北)
24 八木 文子	上尾下(日出橋通北)
25 吉田 るみ子	上尾下(日出橋通南)
●主任児童委員	
26 河田 千栄	上尾南地区
27 高智穂 晴美	上尾南地区

平方地区 (25人)

氏名	担当地区
1 永嶋 昇	南
2 永嶋 光子	下宿(1~8班)
3 大竹 英明	下宿(9~15班)
4 足利 英樹	上宿
5 國嶋 富美子	新田(大道,仲新田)
6 関根 公久	新田(東1班,2班)
7 島津 とし子	新田(小塚,小林)
8 久保田 正美	上野(1,2班)
9 野澤 愛子	上野(3-1,3-2班)
10 松本 弘子	上野(4~6班)
11 安部 雅子	上野(7,8班)
12 寺山 清子	平方領々家(南部1,2,5班)
13 小川 八久子	平方領々家(北部3,4,6班)
14 伊豆 年子	上野本郷,西貝塚
15 千葉 星子	丸山団地
16 菊地 廣子	西上尾第二団地1街区(1~15号棟)
17 鮫嶋 紀子	西上尾第二団地1街区(16~26号棟)
18 矢島 通夫	西上尾第二団地1街区(27~36号棟)
19 正野 洋子	西上尾第二団地2街区(1~13号棟)
20 久保 恭子	西上尾第二団地2街区(14~25号棟)
21 湯澤 美津子	西上尾第二団地2街区(26~39号棟)
22 橋本 登美子	西上尾第二団地3街区(1~17号棟)
23 嶋 佳榮	西上尾第二団地3街区(18~29号棟)

●主任児童委員

24 加藤 直美	平方地区
25 高井 玉恵	平方地区

原市北地区 (27人)

氏名	担当地区
1 引間 信子	原市1区(東部,西部)
2 藤本 久子	原市1区(中央部)
3 諏訪山 登美枝	原市2区
4 小林 静雄	原市3区(東側)
5 寺田 エミ子	原市3区(西側)
6 小泉 昭子	原市4区(東部)
7 黒須 明	原市4区(西部),五番町(北部)
8 和氣 美子	原市5区(1~5班),五番町(南部)
9 東海 るり子	原市5区(7~11班)
10 佐藤 俊治	原市6区(北西部北)
11 西村 浩	原市6区(北東部)
12 本田 まち子	原市6区(東南部)
13 矢口 俊江	原市6区(南西部)
14 正立 重子	原市6区北西部南
15 松本 富江	原市6区南部
16 岩瀬 忠雄	原市10区(はらいち台 北部,東部)
17 西海 渡	原市10区(はらいち台 南部)
18 鈴木 くみ子	原市10区(6~8,12班)
19 若林 教子	柳通り北地区北,三井ABC
20 廣田 眞理子	柳通り北地区南
21 福井 禮子	原市団地1街区(1~8号棟)
22 藤田 薫	原市団地2街区(1~10号棟) 4街区(10,20号棟)
23 福田 幸子	原市団地3街区(1~4,6,7号棟) 5街区
24 小塚 洋子	原市団地4街区(1~9号棟)
25 小林 ヤス子	原市団地4街区(11~18号棟)
●主任児童委員	
26 大橋 美奈子	原市北地区
27 椎橋 咲子	原市北地区

原市南地区 (26人)

	氏名	担当地区
1	石川 信子	原市7区(南部)
2	石川 潔	原市7区(北部)
3	戸田 松江	原市7区(中部)
4	藤原 弘子	原市7区(西部)
5	松田 妙子	原市7区(東部)
6	黒須 孝江	原市8区(西・東部)
7	黒須 澄子	原市8区(東部)
8	渡邊 博布	原市8区(前・東部)
9	佐々木 八重子	原市8区(南部)
10	黒須 みどり	原市8区(中部)
11	坂本 光江	原市9区(中部)
12	後藤 美幸	原市9区(中・北部)
13	小柳 しおり	原市9区(中・南部)
14	松本 幸雄	原市9区(西部)
15	茶園 佐知子	原市9区(南部)
16	大道 義則	原市9区(北・東部)
17	梅川 茂	原市9区(北・西部)
18	岩下 奈緒美	原市9区(東部)
19	須藤 光江	尾山台団地1街区,2街区
20	八幡 美枝子	尾山台団地3街区,4街区
21	松本 達榮	尾山台団地5街区(1~6号棟)
22	中川 弥生	尾山台団地5街区(7~13号棟)
23	中村 悦子	尾山台団地5街区(14~19号棟)
24	吉葉 義昌	尾山台団地5街区(20~25号棟)

●主任児童委員

25	田邊 聡子	原市南地区
26	松木 由紀乃	原市南地区

大石東地区 (39人)

	氏名	担当地区
1	岡部 多恵子	小泉1丁目・2丁目(1~9番地)
2	佐藤 勲夫	小泉2丁目(10~24番地)・6丁目(1~5,15~27番地)
3	小林 カツ	小泉3丁目(1~4,15~31番地)・4丁目
4	金井塚 一男	小泉3丁目(5~14,32~34番地)・5丁目
5	星 和彦	小泉6丁目(6~14,28~34番地)・8丁目
6	尾崎 春江	小泉7丁目(1~4,8~18,28番地)・中分1丁目(21~23番地)
7	高久 シズ子	小泉7丁目(5~7,19~27,29~33番地)
8	高見 隆	小泉9丁目・大字小泉
9	伊藤 英憐	三井住宅1区
10	谷津 桂子	三井住宅1区,2区
11	瀬田 幸江	三井住宅2区,3区
12	近藤 良夫	三井住宅3区
13	高萩 忠	泉台1丁目
14	奥野 裕子	泉台2丁目
15	菅谷 喜代子	泉台3丁目
16	高野 涼	泉台区小泉分
17	荒木 三郎	井戸木1丁目
18	耳塚 芳直	井戸木2丁目(1~23番地)
19	三日尻 和美	井戸木2丁目(24~47番地)
20	市川 和子	井戸木3丁目
21	佐藤 光明	井戸木4丁目
22	北村 行枝	中妻1丁目(1~11番地)
23	岩男 五男	中妻1丁目(12~16番地),中妻2丁目
24	渡辺 隆司	中妻3丁目
25	糸井 武子	中妻4丁目
26	山田 洋子	中妻5丁目(1~19番地)
27	河合 隆芳	中妻5丁目(20~34番地)
28	高梨 博子	浅間台1丁目
29	友光 薫	浅間台2丁目
30	春日 美枝子	浅間台3丁目(1,11~16,22~30番地)
31	井上 悦子	浅間台3丁目(2~10,17~21,31~35番地)

32	永澤 美千代	浅間台4丁目(1~10番地)
33	村田 恵子	浅間台4丁目(11~23番地)
34	萩原 守隆	弁財1丁目(東部)
35	北原 久子	弁財1丁目(西部)
36	戸松 令子	弁財2丁目(東部)
37	大垣 津夜子	弁財2丁目(西部)

●主任児童委員

38	西村 実紀	大石東地区
39	島村 朗子	大石東地区

大石西地区 (28人)

	氏名	担当地区
1	榎本 敦子	下芝,中分1丁目(178~366番地),2丁目,6丁目
2	矢部 淑子	下芝中分1丁目(178~366番地を除く)
3	岡田 里子	中分
4	高橋 光隆	藤波(東部)
5	篠田 勝利	藤波(西部)
6	阿久津 正直	小敷谷東部(西部)
7	福島 一	小敷谷東部(東部)
8	山岸 節子	小敷谷東部(南部)
9	源 喜子	小敷谷西部(南部)
10	泉田 清恵	小敷谷西部(北部)
11	大野 純子	三井サニータウン,メープルタウン
12	大原 きよみ	畔吉東部
13	関 光代	畔吉新田
14	西村 美登里	畔吉前原
15	山根 真理子	畔吉雲雀
16	野篠 勇	領家東部
17	碓倉 直子	領家西部
18	根岸 真由美	西上尾第一団地1街区(1~9号棟)
19	武田 恵子	西上尾第一団地1街区(10~18号棟)
20	※	西上尾第一団地1街区(19~27号棟)
21	大木 房江	西上尾第一団地1街区(28~36号棟)
22	木村 きみ子	西上尾第一団地2街区(1~11号棟)
23	岸本 綾子	西上尾第一団地2街区(12~23号棟)
24	大杉 美千代	西上尾第一団地2街区(24~35号棟)
25	滝本 佳枝	西上尾第一団地3街区(1~10号棟)
26	高橋 竹子	西上尾第一団地3街区(11~19号棟)
27	柏倉 好恵	西上尾第一団地3街区(20~29号棟)

●主任児童委員

28	大場 玲子	大石西地区
29	番場 美里	大石西地区

上平地区 (43人)

	氏名	担当地区
1	大土 敏子	町谷(1~69番地)
2	小澤 隆義	町谷(70~159番地)
3	松本 一枝	町谷(160番地~)
4	弓田 慶子	宮の下Aブロック(A1~10,13~15班)
5	平柳 妙子	宮の下Bブロック(B1~B13班)
6	佐藤 佐代	宮の下Aブロック(A11,12班) 宮の下Cブロック(C1~11班)
7	久保田 始江	上郷(北部)Fブロック(7-1,8-1,10-1,12-3班)
8	宇佐美 道子	上郷(南部)Bブロック(1-1,2-1,3-1,4-8班)
9	横田 増彦	上郷(東部)Cブロック(1-3,2-2,13~15班)
10	蜂谷 東一	上郷(東部)Aブロック(3-2A,4-1,5-1,6-1班)
11	野崎 敏子	上郷(西部)Eブロック(17-3,20-1~24-1班,山栄)
12	木村 千都子	上郷(南部)Dブロック(16-1,17-1,18-1,19-1班)
13	渡辺 昭夫	箕の木(箕の木住宅)
14	渡部 順子	箕の木(旧箕の木)
15	三神 美枝子	箕の木(青葉台団地)
16	内田 一夫	久保
17	酒井 正義	西門前(北部)
18	米畑 勇	西門前(南部)

19	河野 利孝	南
20	湯本 幸江	南新梨子
21	島村 安子	上新梨子(1~5,10~12,19,20,23,28,33~37班)
22	山本 和義	上新梨子(6~9,13~16,17-1,17-2,18,21,22,24~27,29~32,38班)
23	岡田 良一	北中地
24	岡田 昌代	下組
25	高尾 伸朗	新田
26	市村 薫	上組
27	藤井 禎子	須ヶ谷
28	柿崎 三千代	上平塚(1,2丁目以外)
29	出口 教二	上平塚(1,2丁目)
30	川田 定雄	中平塚(南部)
31	西谷 武	中平塚(北部)
32	伊藤 まるみ	下平塚(1~6,11~15班)
33	神田 道広	下平塚(7~10,16~20班)
34	荒木 喜美子	平塚団地
35	岡村 宏子	上尾第一団地
36	久保 絹江	しらこぼと団地(1,2,16,22,23,29~35号棟)
37	小島 絹代	しらこぼと団地(3~13号棟)
38	石田 良江	しらこぼと団地(14,15,17~21,24~28号棟)
39	田村 喜世子	錦町(1~7,25~34番地)
40	磯端 節子	錦町(8~24番地)

●主任児童委員

41	田中 一子	上平地区
42	湯本 葉子	上平地区
43	齋藤 純子	上平地区

大谷地区 (34人)

	氏名	担当地区
1	川口 三貴子	地頭方(北部)
2	秋池 七海子	地頭方(南部)
3	松澤 博司	壺丁目(南部)
4	松澤 美智子	壺丁目(北部)
5	※	今泉(本村)
6	新井 佑治	今泉(六建,前山)
7	大室 美智子	今泉一丁目(新田,狐島)
8	田中 裕美	今泉(新田,西組,松原)
9	※	東今泉
10	國廣 静子	向山一丁目(北部)
11	小山 正人	向山一丁目(南部)
12	西山 真美	向山二丁目(北部)
13	鐘ヶ江 祐美	向山二丁目(南部),新田南部
14	栗子 映子	向山三丁目(東部)
15	中川 敬彦	向山三丁目(西部)
16	小谷 美智子	向山四丁目,新田北部
17	金子 洋子	大谷本郷(I地区)
18	内田 恵子	大谷本郷(II地区)
19	松本 義晴	大谷本郷(III地区)
20	水野 隆代	大谷本郷(IV地区)
21	越川 蕙生	堤崎
22	野原 一男	中新井
23	松本 晴美	中新井
24	長澤 薫	戸崎(戸崎団地以外)
25	佐藤 妙子	戸崎団地
26	須賀 宏	西宮下一丁目
27	町田 玲子	西宮下二丁目(西部)
28	本橋 正治	西宮下二丁目(東部)
29	山下 静子	西宮下四丁目(南部)
30	山田 日出男	西宮下四丁目(北部)
31	北村 ふじ子	西宮下三丁目(北部)
32	橋本 啓子	西宮下三丁目(南部)
33	三塚 隆雄	川(北)
34	武田 洋子	川(南)

●主任児童委員

35	遠藤 幸子	大谷地区
36	須賀 好和	大谷地区